

さとうやすけ

## 佐藤弥助家文書

大仙市アーカイブズでは、昨年度にご寄贈いただいた「佐藤弥助家文書」を、令和 5 年度新着資料展として展示しました。

佐藤弥助家は、西仙北地域強首地区の旧江原田村で、代々<sup>えぼらだ</sup>肝煎<sup>きもいり</sup>をつとめた旧家です。江戸時代の強首地区は、亀田領・秋田領・矢島領が入り交じる土地でした。江原田村も周辺の村々と同様に、何度か領主の変更がありました。元和 9（1623）年から明治を迎えるまでの約 240 年間、亀田藩に属していました。そのため、隣接する秋田領・矢島領との境界に関する古文書や絵図がたくさん残されています。

そのほか、新田開発に関する資料や、市制町村制施行後の強首村に関する絵図や文書など、強首地区の近代の足跡を辿ることができる貴重な資料群です。



新着資料展「佐藤弥助家文書」展示室

# 展示資料の紹介

## 1. 肝煎文書が伝える国境の村々のすがた



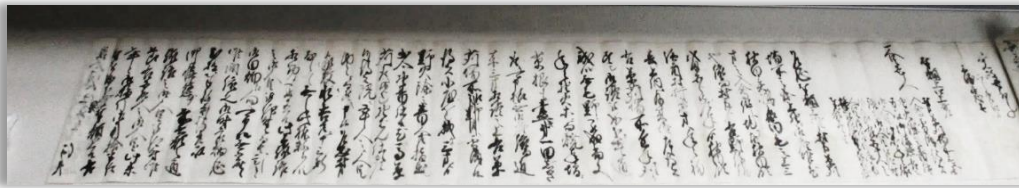
**新田御検地帳 江原田村**  
(寛政4年11月吉日)

寛政頃に新田開発した田地の検地帳。最初に佐藤弥助の名が見える。



**子之年新開改之帳 肝煎弥助**  
(元禄10年10月14日)

元禄に新田開発した田地の改め帳。亀田藩の役人の名前が書かれており、立合いのうえ作成したことがわかる。



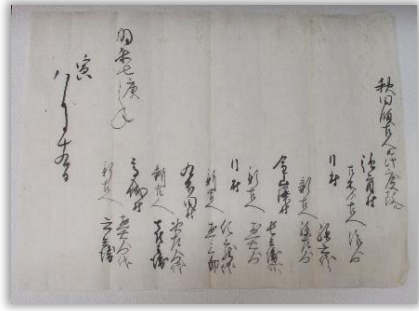
**奉願上口上覚 (寛政7年2月24日)**

草刈場所について、秋田領・矢島領・亀田領の入会として利用してきたが、近年野火で焼けてしまうことがあるので、三方で相談して小屋を建てて野火除の番人(野番)を差し出すことにしたことが書かれている。このため、藩へほかの人足についての御容赦を願い出ている。

### 肝煎 (きもいり)

江戸時代の村役人である地方三役の一つ。関東では名主、関西では庄屋とも言った。東北・北陸各藩では多くが肝煎(肝入)と表記した。特定の家で代々肝煎をつとめる場合が多かった。秋田藩では親郷・寄郷制を設けており、親郷には親郷肝煎が置かれた。

肝煎の下には補助役として長百姓(組頭にあたる)が置かれ、肝煎と長百姓によって藩からの達を廻状し、年貢等の諸役を取りまとめ、村内の係争の仲裁などの治安維持にあたった。



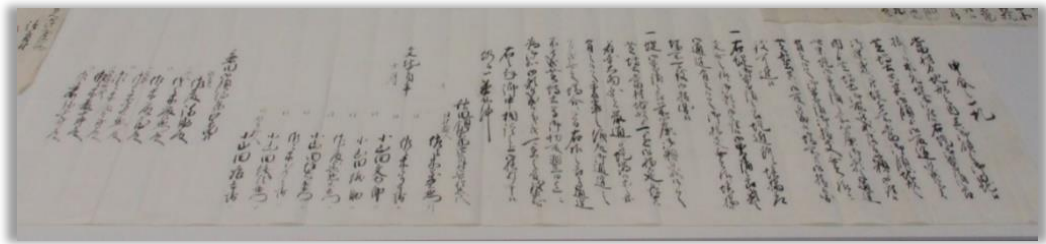
### 秋田領古人共此度改ル (明和7年8月19日)

秋田領強首村、金山沢村、九升田村、高城村の扱人 (= 古人) の変更について、亀田領江原田村へ知らせたと思われる通知。

### 扱人 (こにん)

扱人とは、秋田藩において藩境の村々に2～3名ずつ置かれた境目役人の下役。御境扱人とも呼ばれた。

秋田領である強首村の場合、文化10年を例にすると、肝煎・小山田治兵衛が扱人も兼務し、そのほか佐々木萬右衛門等8名が扱人となっている。一方、亀田領の江原田村では、肝煎は佐藤弥助、扱人は佐々木藤左衛門・佐々木藤蔵の2名が任命されており、亀田藩では肝煎と扱人の役割が明確に分かれていたことがわかる。



### 申合之一札 (文化10年10月)

秋田領にある亀田領田地に引く水元堤について、普請の土などを亀田領から運び込むのは迷惑なので、前もって依頼があれば、秋田領内から取って構わないという内容。

### めまぐるしく行われた国替え

大仙市西仙北地域の強首・大沢郷周辺は、江戸時代には、秋田・亀田・矢島の国境に位置し、領主改易や領地交替などにより何度も国替えが行われた地域である。

佐藤弥助家が肝煎をつとめた江原田村を例に挙げると、佐竹氏入部の慶長7年(1603)当時は秋田領であったが、およそ20年後には、最上氏の改易を契機とする領地交替により幕府領に、その翌年には岩城氏の移封により亀田領となった。

周辺の村々も何度も領主が変わっており、なかには寺館や大場台のように、一つの村が、複数の藩領に分けられることもあった。

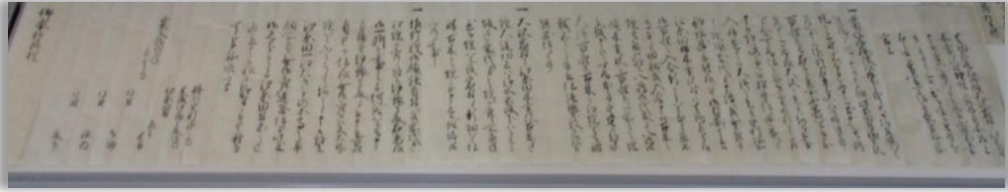
## 寛文 12 (1672) 年の上野秣場論争

矢島領大沢郷各村は、秋田領寺館尻引村及び亀田領北野目村との間の藪台山谷地の入会権及び水利権などを長年争っていた。寛文 11 (1671) 年、大沢郷は寺館尻引村と北野目村を相手に幕府奉行所に訴訟を起こした。これに対し、幕府は各村への返答書をもって出頭を命じ、三方立合絵図を提出させたが、この絵図に不備があったことから、翌年、論地に検使が派遣されることになった。この検使派遣に合わせて、大沢郷は新たな訴訟を起こした。矢島領・秋田領 (旧仙北・由利郡) の境に位置する上野秣場に関する野境論争である。

寛文 4 (1664) 年に郡名が変更になり、同時に大沢郷が由利郡から仙北郡に所管替えになると、秋田領との境が郡境ではなくなった。これが、本論争のはじまりである。訴訟の論点は秋田領 (強首村・九升田村) と亀田領 (江原田村) の住民が、旧仙北郡と由利郡の境に建てられていた境塚を壊して、その下に埋められていた炭を捨てて、村境・領境を破った、ということにある。これに対し、強首村は幕府への返答書において、大沢郷も仙北郡なのに秋田領と亀田領の間に郡境はないから、大沢郷の訴訟内容はそもそも成立しないと主張し、両者は真っ向から対立した。これに対し、寛文 12 (1672) 年 8 月 14 日に藪台論争の見分のため北野目に到着した幕府検使の御手洗伝左衛門と中山茂兵衛は、同月 18 日午前の上野の地で領境を見分してから帰途についた。この後、9 月に各村の肝煎たちが江戸に上って取り調べを受け、同年 11 月 12 日に幕府裁許が申し渡された。

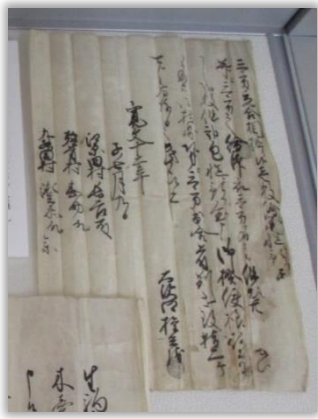
佐藤弥助家文書に残る裁許状によると、大沢郷が訴状に添えたと思われる絵図に描かれた境塚の位置と比べると、南側に位置する由利街道 (亀田街道) 沿いの赤坂～上子坂の線と、そこから金山沢村の道と田の境までが領境と確定した。秋田領に有利な裁許である。絵図に各村肝煎が加判して境界を確認し、大沢郷宿村と強首村の双方で管理することとなった。裁許状の正本は秋田県公文書館に所蔵されており、裏面に絵図が描かれている。実際、絵図には赤坂～上子坂までの由利街道と上子坂から北に分かれた金山沢道の朱線の上に、秋田領と矢島領の領境に墨が引かれ、墨上に各村肝煎と思われる黒印が押されている。

藪台山谷地論争は、その後も天保年間まで続いたようであるが、上野秣場論争は一応の決着がつき、その後は大きな争いには発展していない。



生駒左近様御領大沢宿村と江原田村  
木売沢村野境之儀御目安指上申候  
二付六月六日之御召状御裏書  
閏六月廿三日二至而謹而奉拝  
見候右之通答書可仕旨畏奉存  
乍恐言上（寛文 12 年 7 月 9 日）

大沢郷から幕府奉行所に提出された訴状に対する幕府からの問合せに対し、江原田村が出頭して説明した際に出された答書。これによると、大沢郷側が古くからの郷境を踏み越している、と説明。江原田・木売沢と大沢郷の境は由利街道の上は清水赤坂、下はうわこ坂（上子坂）であると述べている。



書状（三方立合相極り候巻枚絵図慥二預り）  
（寛文 12 年 7 月 9 日）

大沢郷が提出した幕府への訴状により藪台への検使下向の際の見分が決定した。そのことを受けて、大沢郷が以前作成した三方立合絵図について確認のため江原田村・強首村・九升田村へ出した書状。

寛文十二年  
子ノ七月九日  
江原田村 長吉殿  
強首村 甚助殿  
九升田村 瀬兵衛殿  
参

三方立合相極り候巻枚絵図慥二預り其「欠損」候  
并ニ三方之絵師衆三方名主組頭共「欠損」候  
ハレ式枚但式色慥ニ預り置申候御検使様何方  
ニ而成共御指図次第ニ三方出合前判を改指上ケ  
可申候為後日之如此候以上

大沢郷権兵衛



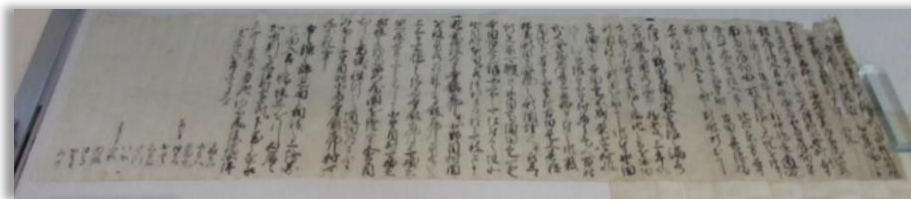
絵図（三領御境絵図）（年代不明）

秋田領、亀田領、矢島領の三領境や各領地・堤等を書き入れた絵図。黒丸は三領の地境で、白丸は旧由利郡との郡境と思われ、上野の訴訟の際に大沢郷が作成した境塚の場所ではないかと考えられる。



**書状写（大沢郷より指上申候目安乍恐御訴訟申上候）（寛文 11 年）**

大沢郷宿村のうち上野の由利郡境塚を秋田領・亀田領の百姓が申合せて、境塚及び塚の下の炭を掘り返した件について、幕府へ訴えた内容を書き写したもの。この書状写には、その後の強首村が反論を書いた幕府への答書の内容も記されている。



**出羽之国山本郡大沢村与同郡北野村并寺館尻引村  
藪台之御谷地論之事穿鑿之上裁断申付之覚**

（寛文 12 年 11 月 12 日）

上野秣場論争以前に幕府に訴状が出されていた、矢島領大沢郷と亀田領北野目村と秋田領寺館尻引村との藪台にある山谷地・水利権を争う藪台紛争の幕府裁許状の写し。

写

出羽国山本郡大沢之内宿村与  
同郡強首村九升田村并江原田村  
野論之事為検使御手洗伝左衛門  
中山茂兵衛被差遣見分之處  
由利海道赤坂より上子坂夫より  
金山沢之道田境迄村境無紛  
為後鑑絵図之面境目墨筋  
引之各加判宿村強首村双  
方江下置之条不可違失在也

寛文十二年十一月十二日

喜右衛門

五兵衛

内蔵允

病氣

猪右衛門

出雲

大隅

長門

伊賀

在所御暇

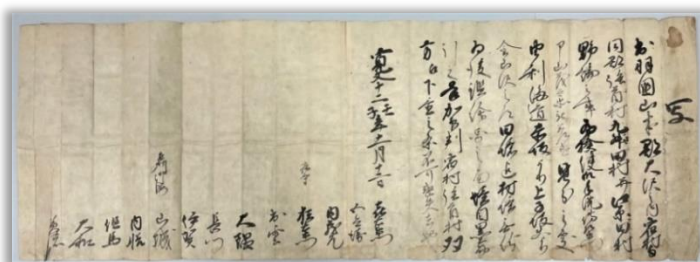
山城

内膳

但馬

大和

美濃



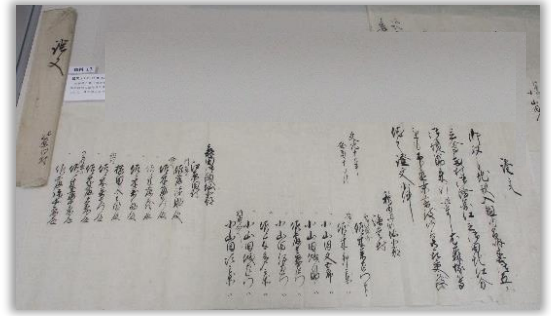
**写（寛文 12 年 11 月 12 日）**

大沢郷による幕府奉行所への訴えに対する、上野秣場論争（野論）についての幕府裁許状写し。



### 証文（文化 10 年 10 月）

秋田領と亀田領の境に森塚を、15 か所 17 個設置することについて、双方の役人が高さ5尺、敷下1丈、深さ4尺で、炭1斗と糠1斗を埋めること、人足は双方から出すことなどが取り決められた。



### 証文（文化 10 年 10 月）

秋田領と亀田領の地形が入り組んでいるので、双方立合いの上両村絵図に田地境を朱引き、森塚等を印置くことなどが取り決められた、亀田領江原村へ宛てた証文。



### 証文（文化 10 年 10 月）

亀田領中ノ沢尻の田地から大場崎下段の畑添谷地までと、新堤下の亀田領田地添谷地まで、双方の役人が深さ2尺、幅3尺の境堰を掘ることを決め、永久に異論がないよう確認した証文。強首村から江原田村へ出されている。

## 大場崎(だいばさき)周辺をめぐる秋田領・亀田領の争い

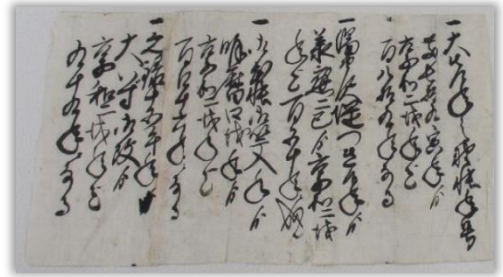
大場崎は、万治元（1658）年ごろに刈和野浪人である武藤弥助らが開発を許可されて、新たにできた村である。秋田領強首村と亀田領江原田村の村境に位置し、また田の水源である堤も多くあったため、境界争いが絶えなかった。

寛文6（1666）年、秋田藩の検使巡見の際に、亀田領江原田村の百姓が立ち会って境界を確認したが、この際に、秋田領・亀田領の境は赤坂さいの神—中ノ沢—片掛橋を結ぶ線であると答えている。しかし、元禄7（1694）年、強首村の百姓が鯨堰(どじょうぜき)を一晩で掘り直すと、強首村側は鯨堰が領境であると主張、以後、これが両者の地境になってしまう。

大場崎の周辺は湿地であったこともあり、境目が不明瞭であったこともあった。このため、以後も江戸時代をとおして地境論争が続いた。また、この地には江原田村が開発した田畑などもあったことから、両村には肝煎のほかにも境目役人である扱人が置かれ、秋田藩では境目の見回りを強化するなど、江原田村の越境者に対して厳しい取締を行った。

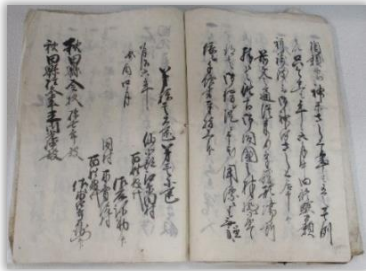
## 堤（つつみ）

「堤」とは、河川の氾濫などを防ぐための堤防という意味を持つ言葉だが、仙北地域では水源を確保するために山地などの入り口に築堤してできた「ため池」を「堤」あるいは「沼」と呼んでいた。ため池は、堤のほかにも「堰」など地域によって様々な呼ばれ方をしており、大きなものは「大沼」や「大堤」とも呼ばれた。



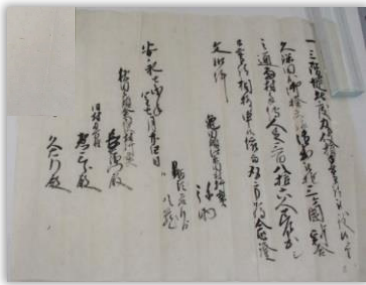
### 書付（年代不明）

村の土地・堤などについての書付。湯の沢堤が承応2（1653）年に作られ、享和2（1802）年の時点で約150年が経過していることが書かれている。



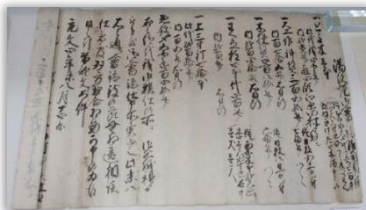
### 明治六年癸酉四月 湯野沢堤外五ヶ所堤手続書上控 （明治13年11月16日）

佐藤弥助が、秋田県令と秋田県権参事に送ったものの控え。湯の沢堤をはじめとしたいくつかの堤は昔から共同で利用していた村々で守護していたことが書かれている。



### 証文（三階堤此度及破損御普請被致候二付） （安永7年7月24日）

三階堤破損後、秋田藩が提示した検分結果に基づいて、江原田村から386人を工事の人足として出すことに。これについて、双方で確認をするために作成した証文。



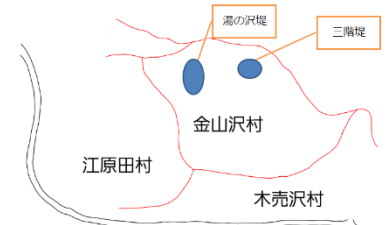
### 湯ノ沢堤ノ件（天文5年7月7日）

湯の沢堤の工事に関する雑用目録。それぞれの仕事に対する賃金等が書かれており、工事を行うために江原田村と木売沢村の双方で確認したもの。

## 堤の普請と水利

堤を新たに作る際は、まず村役人が連名で普請願を藩の役人に提出し、それによって役人が現場を見分して、目論見（もくろみ）と呼ばれた見積書を提示して普請（工事）がはじめられた。村境にあるものや、大きな堤は複数の村が共同で建設を行い、共有していた。共同で使う際は、事前に「普請の際には各村から人を出す」という取り決めを交わすことが多かった。共同で修理等をする際は人手にあまり差がでないよう村単位で割り当てた。

大きい堤の普請では、一つの村から400人近い人数が割り当てられることもあり、かなりの大工事となった。





## 2.明治以降の江原田



**第拾壹大区中第壹小区 (絵図)**  
(明治 6 年 7 月 2 日)

江原田村と木売沢村の絵図。地境や両村の入会地、堤からの水を引く掛け高などが記されている。両村は明治 9 年に合併して、木原田村となった。



**羽後国仙北郡木原田村字江原田画図面**  
(明治 9~11 年)

木原田村に合併後の旧江原田村の中心部の地租改正絵図。



**羽後国仙北郡木原田村字木売沢絵図面**  
(明治 9~11 年)

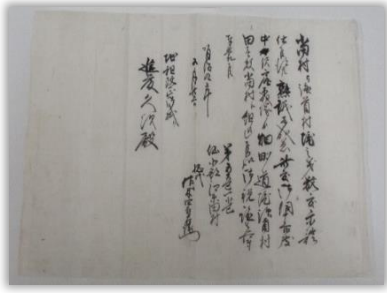
木原田村に合併後の旧木売沢村の中心部の地租改正絵図。

### 明治以降の江原田村

明治 4 (1871) 年 7 月、廃藩置県により亀田藩が消滅すると、11 月に江原田村は秋田県管轄となった。同じ秋田県管轄下の強首村とは、明治になっても境界確認が行われるなど、地境問題は残っていた。さらに、明治 9 (1876) 年に江戸時代初めから地形的にも関係の深かった木売沢村と合併して木原田村となると、以後、江原田は字名として残った。

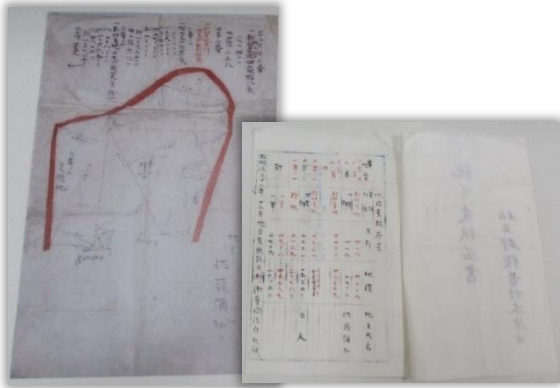
明治 22 (1889) 年に市制町村制が施行されると、木原田村は近隣の 5 村と合併して強首村となった。村の中心は旧秋田領強首村になり、役場、学校、郵便局等が強首に集中し、江原田は村の南端に位置することになった。しかし、雄物川の舟運や鮭漁には便利な場所であり、鉄道開通以前は江原田の人びとは亀田城下へ買い物等に通ったため、由利街道 (亀田街道) に近い江原田・木売沢・金山沢は交通の便のよい立地だったと言える。

奥羽本線が全通した明治 38 年以降は、強首村の中でも刈和野駅から一番遠くなり、また舟運も鉄道に取って代わられたことから、人びとの生活は大きく変わっていった。



### 書状（明治 9 年 5 月 23 日）

江原田村総代から地租改正掛に提出された、江原田村と強首村の境についての書類。江戸時代をとおして数度の示談を経てきたが、中ノ沢尻森塚から畑畝道境強首村の田壹枚を江原田村に組入れることが決まった。



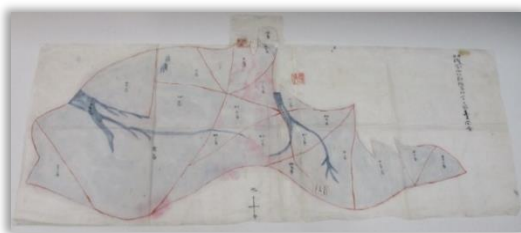
### 地目変換届書（明治 38 年）

佐藤弥助家所有の土地の地目変更届。大曲税務署へ届出をしている。



### 明治三十六年度図（明治 36 年）

強首郵便局の集配図か。大沢郷村、強首村、淀川村が範囲。各村の一部は刈和野局、境局の範囲となっている。そのほか、役場、郵便函、学校などが記されている。



### 羽後国仙北郡強首村字上野台図面（明治）

明治時代の強首村上野台を描いた図面。陸軍演習場となる前の土地利用の様子がわかる。



### 強首村全村図面 佐藤弥助在勤中調製 （明治 30 年 7 月）

仙北郡強首村の全図。旧強首村、江原田村、木売沢村、金山沢村、九升田村、大巻村、寺館尻引村の 7 村が合併して誕生した。